

■ 社会福祉施設の用途規制①（平15.10 [改正]平22.12 平29.4 平30.4）

各施設の法別表第2での分類例を下表に示す。なお、名称等によって形式的に判断するのではなく、当該施設の主たる機能や形態に着目し、実態に応じて判断する。

平成29年10月1日現在

法	施設	名称	法別表第2での分類	一低住専	二低住専	一中住専	二中住専	一住居	二住居	準住居	近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用		
老人福祉法	老人福祉施設	老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム	(い) 項六号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
		老人福祉センター	(い) 項九号 (600㎡以内)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(は) 項四号 (600㎡超)		×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
—	—	有料老人ホーム	(い) 項六号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
児童福祉法	児童福祉施設	乳児院 母子生活支援施設 児童養護施設 障害児入所施設 児童発達支援センター 児童発達支援事業を行う施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設	(い) 項六号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
		保育所（無認可施設を含む※）	(い) 項六号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		幼保連携型認定こども園	(い) 項四号 (い) 項六号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		児童厚生施設 児童家庭支援センター 地域子育て支援拠点事業を行う施設 放課後等デイサービスを行う施設	(い) 項九号 (600㎡以内)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(は) 項四号 (600㎡超)	×		×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
凡例 ○：建築可 ×：建築不可 ※：託児所を含む。																	

■ 社会福祉施設の用途規制② [つづき]

平成29年10月1日現在

法	施設	名称	法別表第2での分類	一低住専	二低住専	一中住専	二中住専	一住居	二住居	準住居	近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用		
生活保護法	その他	救護施設 更生施設 宿所提供施設 授産施設（社会福祉法第2条第2項第7号に基づく授産施設を含む。以下同じ）※ ₁	(い) 項六号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
		授産施設※ ₃	(い) 項九号 (600m以内)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			(は) 項四号 (600m超過)	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障害者総合支援法	その他	医療保健施設（診療所となる場合）	(い) 項八号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		医療保健施設（病院となる場合）	(は) 項三号	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
身体障害者福祉法	福祉施設	福祉ホーム 障害者支援施設※ ₂	(い) 項六号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
		障害者支援施設※ ₃ 地域活動支援センター	(い) 項九号 (600m以内)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
売春防止法	更生保護事業法		身体障害者福祉センター 補装具製作施設 視聴覚障害者情報提供施設	(は) 項四号 (600m超過)	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		婦人保護施設		(い) 項六号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
—	—	更生保護事業法	更生保護事業に係る施設	(い) 項六号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
			介護予防センター (地域の高齢者の機能向上支援)	(い) 項六号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
—	—	介護予防センター (各種相談が主の場合)		(い) 項九号 (600m以内)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			(は) 項四号 (600m超過)	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

凡例 ○：建築可 ×：建築不可
 ※₁：居住のための施設として継続的入所施設
 ※₂：居住のための施設として継続的入所施設、近隣住民に必要な不可欠な通園施設
 ※₃：騒音の発生等により近隣の居住環境を害するおそれがない集会・通園施設

■ 社会福祉施設の用途規制③ [つづき]

平成29年10月1日現在

法	施設	名称	法別表第2での分類	一低住専	二低住専	一中住専	二中住専	一住居	二住居	準住居	近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用		
介護保険法	その他の社会福祉施設	訪問介護を行う事業所※ 訪問入浴介護を行う事業所※ 訪問看護を行う事業所※ _{1,2} 訪問リハビリテーションを行う事業所※ _{1,2} 居宅療養管理指導を行う事業所※ _{1,3} 定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所※ 夜間対応型訪問介護を行う事業所※ 居宅介護支援を行う事業所※ 介護予防訪問入浴介護を行う事業所※ 介護予防訪問看護を行う事業所※ _{1,2} 介護予防訪問リハビリテーションを行う事業所※ _{1,2} 介護予防居宅療養管理指導を行う事業所※ _{1,3} 介護予防支援を行う事業所※ 訪問型サービスを行う事業所※ ₄ 訪問型サービスに準じるサービスを行う事業所※ ₅ 地域包括支援センター 介護予防訪問介護を行う事業所※ ₁	(い) 項九号 (600㎡以内)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			(は) 項四号 (600㎡超)	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		小規模多機能型居宅介護施設	(い) 項六号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
		介護老人保健施設(診療所となる場合)	(い) 項八号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	介護老人保健施設(病院となる場合)	(は) 項三号	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	
<p>凡例 ○：建築可 ×：建築不可 ※₁：これに相当するサービスを行う施設を含む ※₂：病院又は診療所以外のもの ※₃：病院又は診療所又は店舗以外のもの ※₄：介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活総合事業のうち、同項第1号イに規定する第一号訪問事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）第2第4項(1)に掲げるサービス ※₅：介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活総合事業のうち、同項第1号ハに規定する第一号生活支援事業であって、前号に規定するサービス又はこれに相当するサービスの事業を行う事業所</p>																	
<p>注 (い) 項三号：共同住宅、寄宿舎又は下宿、(い) 項六号：老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (い) 項八号：診療所、(い) 項九号：巡查派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4で定める公益上必要な建築物 (は) 項三号：病院、(は) 項四号：老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p>																	

- 【参考】
- ◇ 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（平5住指発225・住街発94）
 - ◇ 「老人福祉センターその他これに類するもの」の取扱いについて（平27国住街107）
 - ◇ 小規模多機能型居宅介護施設（基準総則・集団規定の適用事例 2013（日本建築行政会議）P.133）
 - ◇ 介護予防センター（基準総則・集団規定の適用事例 2013（日本建築行政会議）P.134）
 - ◇ 障害者支援施設（基準総則・集団規定の適用事例 2013（日本建築行政会議）P.135）
 - ◇ 介護老人保健施設（基準総則・集団規定の適用事例 2013（日本建築行政会議）P.137）
 - ◇ 医療保護施設（基準総則・集団規定の適用事例 2013（日本建築行政会議）P.139）
 - ◇ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類する施設（基準総則・集団規定の適用事例 2013（日本建築行政会議）P.141）
 - ◇ 視覚障害者情報提供施設（基準総則・集団規定の適用事例 2013（日本建築行政会議）P.144）
 - ◇ 地域活動支援センター（基準総則・集団規定の適用事例 2013（日本建築行政会議）P.145）